

取りまとめに関する考え方：各党派・無所属委員より提出された意見を参考に、重複項目を整理し、法的根拠や他市制定事例、及び市民アンケート等による裏付けを含めて検討した案を作成した。  
 専門的知見の活用について：これまでに提出された全ての意見をつけた上で条文全体について意見を求めるが、特に意見を要する項目、及びこれまでにあまり議論されていない項目については意見を求めることを明記した。

項目	とりまとめ案	作業部会素案	解説
<p><b>前文</b> 前文</p>	<p>本市議会は、世界に誇る歴史と文化の薫る本市の発展を担うため、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した地方公共団体の構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するとともに、本市の都市の将来像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努めなければならない。</p> <p><b>また、本格的な人口減少と少子高齢化社会の到来など社会経済情勢が大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化、高度化してきている。</b></p> <p>このため、議会は、議事機関としての特性を發揮し、<b>市政における課題の論点及び争点を明らかにして十分に議論を尽くすとともに、市政運営への監視と評価機能を強め、さらに政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、その使命を果たさなければならない。</b></p> <p>市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務を有しているが、地方分権の進展に伴い、議会が果たすべき役割及び責務はますます増大している。</p> <p><b>また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会として、情報公開や説明責任を積極的に果たすことに努めなければならない。</b></p> <p>ここに、本市議会は、<b>市民福祉の向上を図るために、二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認し</b>、市民の厳粛な信託に全力で応え、市民とともに歩む開かれた議会づくりを目指すことを決意し、議会に関する基本的な事項を明らかにし、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>	<p><u>A案</u>                  奈良市議会は日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、本市の都市像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努める。                  —このため本市議会は、政策立案、行政監視、論点開示などを積極的に行い、情報公開、住民参加を活用しながら市民の負託に忠実に応えていかなければならない。                  —また、本市議会議員は、市民の公共的な意志の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。                  —本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p> <p><u>D案</u>                  地方自治は日本国憲法でうたわれ、地方議会は、首長とならぶ、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成される独立した地方自治体の代表機関として位置づけられている。                  本市議会は、議事機関としての特性を發揮し、市民福祉の向上を図るために、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。                  ここに、市民の負託にこたえ、市民に開かれた議会として、議会の基本的事項を定めたこの条例を制定する。</p>	<p><b>【政翔会】A案は、第14回～15回の委員会時に、取り消しを三浦委員より発言しておりますので、A案の削除をお願いします、D案に変更いたします。</b></p> <p>平成24年11月12日</p>

**【知見】**  
 論点、争点の発見と公開は、議会活動の全般にかかる、議会の第一の使命であり、前文において明確に示しておくことが必要ではないでしょうか。現状では、重要な政策の審議についてのみ規定されている形になっています。

#### 1-4 条例の位置付け

政翔会は議会における「最高規範」に反対します。以下、理由を述べます。

1点目に、広瀬教授の10月12日のお話によると、位置づけとして最高規範としても、基本を定めるとしても、言葉センスの問題であり、どちらでも同じことであるが、「最高」にこだわり過ぎると、自治基本条例との関連性を考えたときに、ミスリーディングが起こる可能性があるとの事でありました。

そのような事から、市民が誤解する事が分かっているのに、あえて「最高規範」を使う事に反対します。

2点目に、条例を作る側にとっては、自ら作る条例が「最高規範」であって欲しいと思う気持ちは当然のことだと思います。それがいつも条例を作っている理事者側では無く、議会で委員会が長期間にわたって苦勞して作る条例だったら尚更の事だと言う事も理解します。

しかし先進的に取り組んでおられる、他市を見ても議会基本条例や自治基本条例の審議の中でも最高規範性については、様々な観点から議論になっています。

あたかも、議会基本条例は議会の憲法で、自治基本条例はその自治体の憲法とも呼ばれる事から議論はややこしく成りがちであります。

どちらの条例も、一つの条例でありますから優劣の関係は無く、後法は前法を破るという一般的な原則があるだけなので、形式的な最高規範性はありません。市民目線からすると、広瀬教授が若いころに感じられていた「最高は一つではないのか？」という疑問は避けられないのであります。

あえて「最高規範」を入れる事に、拘れば拘るほど自己満足を条文に反映している事だと、私たちは気付くべきと考えます。